

第1回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	資料1
平成21年8月5日	

社会保障審議会少子化対策特別部会保育専門委員会 開催要綱

1. 目的

現在、地方自治体関係者や労使関係者などからなる社会保障審議会少子化対策特別部会において、『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』等に基づき、国・地方・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計について、税制改革の動向を踏まえつつ検討が進められているところであり、本年2月に「第1次報告」がとりまとめられたところである。

同報告を踏まえた少子化対策特別部会における保育に係る検討に資するため、専門的な見地から議論を行うものとして、少子化対策特別部会の下に保育第1専門委員会及び保育第2専門委員会を設置することとする。

2. 構成

- (1) 各専門委員会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 各専門委員会に委員長を置く。

3. 検討事項

新たな次世代育成支援のための保育制度に関する検討等。

4. 運営

各専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上、定める。

第1次報告を踏まえた今後の主な検討課題

一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計

《「新たな保育の仕組み」の詳細設計》

- **保育の必要性等の判断の仕組みの詳細** — 需要が供給を上回る地域における対象者間の優先度判断の必要性の有無・方法／定期的・短時間利用や不定期な利用についての受け皿のあり方／保護者が非就労である障害児の取扱い／兄弟姉妹がいる場合の配慮／保障上限量（例えば週当たり2～3区分）の判断のあり方／保障上限量を超える利用に対する財政支援のあり方・負担のあり方／公正な選考を保障する仕組み／緊急的受け皿の確保策 等
 - **保育の提供の仕組みの詳細** — 市町村の関与等の仕組み 等
 - **費用設定・費用の支払い方法の詳細** — 付加的サービスの価格設定等、費用の支払い・保育料徴収の具体的方策等
 - **認可保育所の質の向上の詳細** — 保育所に求められる役割、専門性の高まり等に対応した質の向上（職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等）の詳細／研修の制度的強化、実務経験と研修受講を通じたステップアップの仕組み、研修受講を可能とする配置基準の見直しの詳細／ステップアップした者の配置の費用支払い上の評価等による処遇改善の詳細／保育士の計画的養成等
 - **多様な保育サービスの詳細** — 早朝・夜間帯保育の基準等／計画的整備を行う仕組み／需要がまともない地域の実施方法／延長保育利用者が少ない場合の最適な保育の提供／小規模サービス類型の基準等／病児・病後児保育の水準の保障、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組み等
 - **情報公表・評価の仕組みの詳細** — 公的主体による情報公表制度の具体化／質の確保された公的保育であるかが明確に判別できる方法／第三者評価機関の水準の向上、評価項目のあり方、受審促進の方策等 等
-
- **参入の仕組みの詳細** — 基本的仕組み（客観的基準（最低基準による指定制を基本としつつ検討）／施設整備費（減価償却費）の運営費上乗せ、会計基準の適用、運営費の用途制限の見直しに関する詳細／突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることがないような措置（指定基準等）／公費による給付の適正性を確保するための方策 等
 - **認可外保育施設の質の引上げの詳細** — 経過的な最低基準到達支援の対象／無資格者の資格取得の仕組みなど従事者に対する研修のあり方／需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性確保の方法／小規模サービス類型の基準等／早朝・夜間帯保育の基準等 等
 - **地域の保育機能の維持・向上の詳細** — 小規模サービス類型の基準等／多機能型の基準等／人口減少地域における保育機能のあり方 等
 - **多様な保育サービスの詳細(再掲)** — 早朝・夜間帯保育の基準等／計画的整備を行う仕組み／需要がまともない地域の実施方法／延長保育利用者が少ない場合の最適な保育の提供／小規模サービス類型の基準等／病児・病後児保育の水準の保障、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組み 等
 - **情報公表・評価の仕組みの詳細(再掲)** — 公的主体による情報公表制度の具体化／質の確保された公的保育であるかが明確に判別できる方法／第三者評価機関の水準の向上、評価項目のあり方、受審促進の方策等 等

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

(一時預かり)

- 制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方
- 地域子育て支援拠点事業とともに実施することの意義、事業運営の安定性確保、近接するサービスとの関係整理 等

(地域子育て支援拠点事業)

- 制度上の位置づけ及び財源のあり方
- 取組促進の方策

(その他多様な子育て支援の取組等)

- 制度上の位置づけ及び財源のあり方
- 地域特性の応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的取組を促すための支援
- 担い手の育成、親がやがて支援者に回れるような循環を生む環境づくり、研修やバックアップ等の強化等質の向上、コーディネート機能の位置づけ 等

《経済的支援》

- 育児休業給付、児童手当や税制上の配慮を含めた経済的支援の充実(※サービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要に留意)

《情報公表・評価の仕組み》

- 情報が必要な時に容易に入手できる環境整備(コーディネート機能の仕組みと併せ)
- 公的主体による情報公表制度の具体化
- 第三者評価機関の水準の向上、評価項目のあり方、受審促進の方策等 等

《財源・費用負担》

- 社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担
 - ・ 国と地方の最適な負担、不適切な地域格差が生じない地方財政への配慮
 - ・ 受益と負担の連動を考慮した事業主負担、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 低所得者が安心して利用できることに配慮した利用者負担の水準・設定方法
 - ・ 多様な主体による寄付の促進方策

- 「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」の制度設計上の具体化